

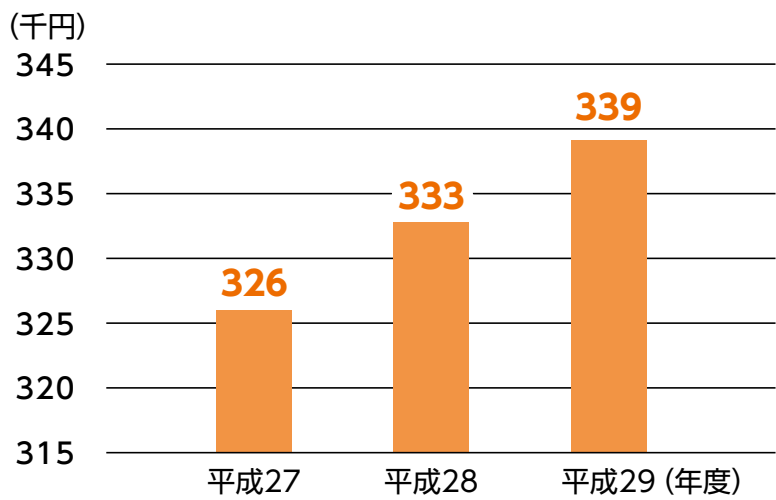
特集

もっと
知ってほしい

国民健康保険 2019



加入者一人当たりの保険給付費(※)

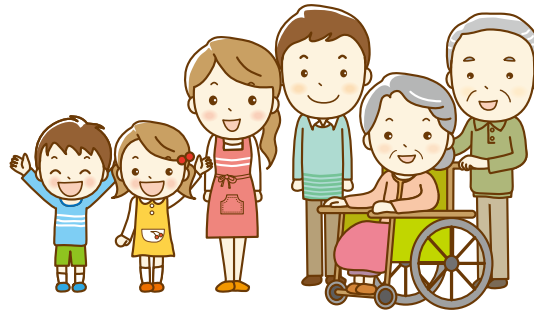


※保険給付費とは、国保加入者の医療費のうち国保が負担した費用です

国民健康保険(以下、国保)制度は、万一の病気やけがなどの場合に安心して病院などを受診できるよう、皆さんが納める国保料と国・県・市からの財政支援などで運営しています。

国保は、社会保険の適用拡大をはじめとする雇用環境の変化や人口減少などの影響により加入者が減少する中、近年の急速な高齢化や医療技術の高度化、生活習慣病患者の増加などのさまざまな要因から、一人当たりの医療費は年々増加しています。このため、以前と比べて少ない加入者で、より多くの医療費を負担する必要があり、その運営は厳しい状況が続いています。

国保の厳しい財政状況が続いています



平成31(令和元)年度の国保料納入通知書を発送します

納入通知書を世帯主(国保加入者でない場合を含む)へ6月14日に発送する予定です。納入通知書には、令和元年度に納める国保料の内訳や納期などの大切な情報を記載していますので、必ずご確認ください。

市の国保料は、7面の図に示す計算により世帯単位で決まっています。国保料の所得割額の計算対象となる主な所得などは納入通知書に同封のリーフレットまたはホームページでご確認ください。



国保料は加入者全員の前年の所得から計算します。そのため令和元年度国保料を計算する際に、平成30年中の所得が不明な人がいる世帯の世帯主へ6月14日に「国民健康保険料所得申告書」を発送します。届いた場合は、対象者の収入の有無に関わらず提出してください。申告がない場合、正しい国保料の計算ができなだけでなく、限度額適用認定証などの交付時に、適正な自己負担額が把握できない場合があります(申告の内容によっては、国保料は変わらない場合もあります)。

【提出先】 国保・年金課 賦課担当(2番窓口)、支所、出張所

※郵送でも受け付け可

国保の所得申告書を提出しましょう

令和元年度の国保料の改正点(法改正)

- 据え置き** 国保料率(所得割額の計算率、均等割額、平等割額)は据え置きです。
- 引き上げ** 医療分の最高限度額が引き上げられました(下表)。
- 拡大** 均等割額と平等割額の法定軽減を判定するための所得範囲が拡大します(下表)。

	平成30年度限度額	令和元年度限度額
医療分	58万円	61万円

軽減割合	平成30年度軽減判定所得	令和元年度軽減判定所得
6割	33万円 + (27万5千円 × 加入者の人数※)以下	33万円 + (28万円 × 加入者の人数※)以下
2割	33万円 + (50万円 × 加入者の人数※)以下	33万円 + (51万円 × 加入者の人数※)以下

※「加入者の人数」には、同じ世帯の中で国保から後期高齢者医療制度に移行した人も含む

特定健康診査を毎年必ず受けましょう



【対象】 40~74歳の国保加入者
※医療機関通院中の人対象です

●どんな内容が受けられるの?

身体計測・血圧測定・血液検査・尿検査・診察・心電図検査などが受けられます。

●どんな病気がわかるの?

高血圧・糖尿病・脂質異常症などの「生活習慣病」の兆候を見つけます。これらは重症化すると、将来日常生活が脅かされる可能性が高くなります。

【受診方法】

「特定健康診査受診券」送付時(5月下旬に郵送)に同封の「健診のしおり」をご確認ください。

【費用】

自己負担は0円です。
※通常約1万円かかる健診費用は全て本市が負担します

☎健康づくり推進課(市保健所(菅町六丁目)1階) ☎911-1819

特定保健指導を受けましょう



●特定保健指導とは?

メタボリックシンドロームから脱出するため、個々の生活習慣を振り返り、健康的な生活に改善できるよう、専門職(保健師・管理栄養士)がライフスタイルに合わせた働きかけやアドバイスをを行います。

特定健康診査で、対象となった人には、緑色の封筒で案内を送付しています。

一緒に運動や食事を中心とした生活習慣の改善に取り組みましょう!



☎国保・年金課 保健事業担当(6番窓口) ☎948-6375

ジェネリック医薬品を活用しましょう



●ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは?

新薬(先発医薬品)の特許期間終了後に製造・販売されるもので、新薬と同じ有効成分を使い製造するため品質・効き目・安全性は同等ですが、新薬に比べ開発費用や開発期間が少なく済むため、低価格な薬です。

ジェネリック医薬品に切り替えれば、皆さんの自己負担額の軽減につながるだけでなく、国保制度の維持に有効な取り組みでもあるため、本市もジェネリック医薬品の普及促進に努めています。

ジェネリック医薬品への変更は、医師・薬剤師へ相談しましょう。
※患者さんの状態や症状、薬の種類によっては変更できない場合もあります

☎国保・年金課 保健事業担当(6番窓口) ☎948-6375

国保料の計算方法 (12カ月分)

※国保料は月単位であり、月の途中から加入した場合でも日割り計算とはなりません

		医療分	支援分 (0～74歳の人で後期高齢者医療制度を支援する国保料)	介護分 (40～64歳の人で介護保険制度を支える国保料)
所得割額	世帯の加入者の所得に応じて計算	加入者全員の「平成30年中の基礎控除後の総所得金額等」(※) ×9.4%	加入者全員の「平成30年中の基礎控除後の総所得金額等」(※) ×3.4%	40～64歳の加入者全員の「平成30年中の基礎控除後の総所得金額等」(※) ×2.7%
均等割額	世帯の加入者の人数に応じて計算	加入者の人数 ×23,520円	加入者の人数 ×8,040円	40～64歳の加入者の人数 ×7,320円
平等割額	一世帯にいくらと計算	21,840円	6,960円	4,680円

あなたの世帯の国保料	=	医療分の合計	+	支援分の合計	+	介護分の合計
最高限度額	各限度額を超えて納める必要はありません	61万円		19万円		16万円

※国保料は10円未満の端数を医療分・支援分・介護分のそれぞれで切り捨てます

国保料の内訳	40歳未満の人 …… 国保料＝医療分＋支援分 (介護分の負担はありません)
国保料の内訳は年齢によって異なります	40～64歳の人 …… 国保料＝医療分＋支援分＋介護分
	65～74歳の人 …… 国保料＝医療分＋支援分 (65歳以上の介護保険料は介護保険課から通知が届きます)

※「平成30年中の基礎控除後の総所得金額等」とは、平成30年1月1日から12月31日までの1年間の総所得金額等から基礎控除33万円を差し引いた金額です

国保料の納付方法と納期

国保料を納める義務は、国保加入者がいる世帯の世帯主にあると法律で定められています。

● **納付書による納付 (普通徴収)**
金融機関 (四国内のゆうちょ銀行および郵便局を含む) のほか、コンビニエンスストアで納付できます。

● **口座振替による納付 (普通徴収・要手続き)**
一度手続きをすれば、翌年度以降も自動的に振替が継続されるので大変便利です。納入通知書に同封の申し込みがききに必要事項を記入・押印し、直接または郵送で国保・年金課へ提出してください。

● **普通徴収 (納付書による納付、または口座振替) の納期は年10回、納期限は原則6月から翌年3月までの各月末 (12月期のみ)**

● **年金天引き (特別徴収)**
国保加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯の国保料は、原則として世帯主の年金から天引き (特別徴収) となります。年金天引きは、偶数月 (年金支給月) の年6回です。

● **特別徴収の対象になると納付書払いに変更することはできませんが、口座振替に変更することができます。口座振替を希望する場合は、手続きが必要です。**

● **納期限までに納付が困難な場合はご相談ください**
やむを得ない事情などで各期の納期限までに納められない場合は、納付相談を行っていますので、ご相談ください。

国保料のQ & A

◎ **昨年度より国保料が高いのですが、理由がわかりません。**

① 次のいずれかに該当すると昨年度に比べて国保料が高くなる場合があります。

- 国保に新しく加入した人がいる
- 国保加入者の前年の所得が一昨年より増えている
- 国保加入者で、40歳になった人がいる
- 申告が必要にもかかわらず、所得申告書をまだ提出していない
- 後期高齢者医療制度への移行に伴う軽減割合の変更 (1/2 ⇒ 1/4)、または軽減期間が終了している
- 後期高齢者医療制度への移行に伴う扶養家族の減免が終了している
- 最高限度額引き上げの影響 (医療分：平成30年度58万円 ⇒ 令和元年度61万円) がある

◎ **現在は、会社に就職して社会保険に加入しています。それなのに国保料の納入通知書が届きました。なぜですか？**

① 国保の資格喪失の届け出が必要です (郵送でも受け付け可)。勤務先の健康保険などに加入したことで、自動的に国保の資格を喪失することはありません。ただし、資格喪失手続きが完了していても、同じ世帯で他に国保に加入している人がいると、世帯主が国保に加入していない場合でも、納入通知書は世帯主に届きます。



今後のスケジュール

● **新しい国保証を7月末までに郵送します**
現在の国保証は有効期限が7月31日です。新しい国保証は7月末までに各世帯に郵送します。
※詳細は、今後市ホームページでもお知らせする予定です

● **「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新は7月初旬から (予定)**
国保加入者の保険診療分の負担額を抑えることができる「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新を7月初旬から開始予定です。すでに持っている人も更新手続きが必要です。

賦課決定 (料金計算) の期間制限 (国保法第110条の2)

● 平成27年度以降の国保料計算に2年間の期間制限が設けられています。

● 例えば、平成29年度国保料が同年6月に賦課決定された世帯の場合は、今年度の7月1日以降は増額も減額も処理できません。

● 国保をやめる届け出や所得申告書の提出が遅れた場合などで上記の期間制限に該当すると、納付した国保料を還付できなくなりますのでご注意ください。

ご注意ください

【お問い合わせ】 ☎790-8571 二番町四丁目7-2 国保・年金課 (市役所別館3階) の下記担当へ (ファクス・eメールは共通 ☎934-2631・✉kokuhonenkin@city.matsuyama.ehime.jp)

- 国保料の計算・所得申告書・特別徴収・口座振替 = 賦課担当 (2番窓口) …… ☎948-6365
- 加入・脱退・証再交付 = 資格担当 (3番窓口) …… ☎948-6363
- 高額療養費・限度額適用認定証など = 給付担当 (5番窓口) …… ☎948-6361
- 国保料の納付・納付相談・納付証明 = 収納担当 (1番窓口) …… ☎948-6864
- 特定保健指導・健康相談など = 保健事業担当 (6番窓口) …… ☎948-6375
- 特定健康診査 = 健康づくり推進課 (市保健所〈萱町六丁目〉1階) …… ☎911-1819

☎925-0230・✉kenkou@city.matsuyama.ehime.jp

国保料の軽減や減免などの詳細は納入通知書同封のリーフレット『国保だより平成31 (令和元) 年度 国民健康保険料のご案内』または市ホームページをご確認ください。

松山市 国保 検索